資料6

日本学術会議改革要綱

1982年10月

日本学術会議

出典:「日本学術会議改革要綱 1982年10月(日本学術会議)」より小西洋之事務所作成
令和2年11月5日 立憲民主・社民 小西洋之

連絡に当る責任を有する。

したがって、会員は以下の諸点を具えることが望ましい。

㋐ その専門分野で国内的・国際的にすぐれた業績を有するもの

㋑ 自己の専門分野のみでなく他の分野の科学にも関心をもち理解に努め、科学の全般的発展のために総合的視野に立って、科学政策を審議しうる能力、見識をもち、責任を果す意欲を有するもの。

㋒ 科学者、とくに有権者と結びついてその意向や要望を汲みあげ、これを本会議の諸活動に反映させるよう努力するもの。

㋓ 科学者としての良心と本会議創設の精神、日本学術会議法、科学者憲章に基づいて適正な活動を行うもの。

会員選挙に際してはこの「望ましい会員像」が有権者に広報され、適切な会員が選出されることを期待する。

(2) 会員の待遇の保障

会員の活動の活発化のために必要な保障をする。

3. 会員選出制度

1 会員の選出制度は有権者の直接選挙によることを原則とする。ただし、定数のおよそ三分の一について、コオプション(co-option)制を加味した推薦制を採用する。

〔註〕 ここでコオプション制とは当選会員が他の会員を選挙によって選出する制度のことをいう。

〔説 明〕

(1) 「試案」でうたっている直接選挙制の原則をあらためて確認する。その理由は次のとおりである。

㋐ 代表の選出の仕方として選挙制が最も望ましい制度であることは、民主主義の原則である。

㋑ 科学者の代表としてだれがふさわしいかを判断しうるのはもとより科学者自体であり、個々の科学者の判断は選挙による以外測定しえない。

㋒ 科学者の多数の支持がなければ代表の機能を果たしえないが、多数の支持があるか否かも選挙による以外測定しえない。

㋓ 代表が選挙によって選ばれるということが国の他の審議機関に見られない本会議のみが持つ重要な特質であり、この原則が守られなければ本会議の存在理由もまたありえない。また選挙制は本会議の独立制を保障する制度としても重要である。

㋔ 科学者との直接的むすびつき、科学者の関心の度合いという点からみても直接選挙制は最適な方法である。

㋕ 創設以来30数年にわたって日本の科学者は代表を自らの手で選出する権利を有してきたのであるから、この長年にわたる権利を有権者たる科学者の意見を聞くことなく、一方的に奪うことは問題である。

以上の理由により、直接選挙制の原則は、これを堅持する。

(2) しかしながら会員定数のすべてをこの原則のみによって選出することにも問題があるので一部については他の選出制度を併用することが妥当である。その理由は次のとおりである。

㋐ 選挙制は、多数の科学者の支持を測定する制度であるが、他面、少数者の意見が反映されないことも、この制度に必然的なことである。科学の世界では、科学者の数が少なくても、重要な分野があり、これら少数者の分野の意見が反映されないときには、科学の諸分野の調和ある発展をめざす本会議の活動に支障を来すおそれもある。少数者分野の保障という課題は専門別制の工夫によってある程度達成されるが(専門別の項目参照)たえず発展し、新しい領域が出現する科学の世界においては、それだけではなお不十分であり、選挙制度以外の選出制度を工夫する余地がある。

㋑ どのような部制・専門別制をとるにしても、現代の科学において重要な複合領域・学際領域の代表を選挙制度だけで保障するのは困難である。(この種の代表を選出する仕組みとして選挙を前提とし部・専

出典:「日本学術会議改革要綱 1982年10月(日本学術会議)」より小西洋之事務所作成
令和2年11月5日 立憲民主・社民 小西洋之

門にかかわらない一般票を設ける案、研連を活用する案等も検討したが、技術的に困難である）。

㋒ 国内外の学術団体との対応は本会議の重要な仕事であるが、重要な学術団体の役員等で選挙制度によってカバーしえない科学者に会員になってもらう必要のあるものに道をあけることが望ましい。特に国際学術団体の役員は当該団体において自主的に決定される場合があるので、これとの調整をはかる必要も生じうる。

㋓ 選挙制度は立候補制（推薦候補制を含む）を前提とするが、会員であるのにふさわしい人がすべて立候補するとは限らないので、この点を是正する必要がある。また地域的片寄りの是正をもあわせて配慮する。

(3) 選挙以外の選挙制度に当てる会員の定数は、およそ三分の一とするのが妥当である。その理由は次のとおりである。

㋐ これらの新しい選出制度の採用は、選挙制度を否定したり、あるいはそれに代わるべきものではなく、選挙制度を前提とし、それによってカバーしえない会員適格者を選出する趣旨のためのものであるから新しい選出制度に当てる会員の定数は、全体の調整に必要な限度にとどめるべきである。

㋑ 上述の会員定数があまり少ない場合には、改革の意義が失われる。他方この定数があまり多い場合には、本来の選挙制度の趣旨がそこなわれる。全体の定数の三分の一以上の定数を認めることは、選挙制度の補充という意義を超えて、選挙制度そのものの変質をもたらしかねない。

㋒ 選挙にあたり、専門別等を考慮して会員を配置するならば、現行定数を前提とする限り少なくとも各部最低２０名くらいは当選会員を確保する必要がある。

(4) 新しい制度として、当選会員の意見に基づいて他の会員を決定する純粋コオプション（co-option）制と当選会員の意見が反映されない純粋推薦制とが考えられるが、それぞれ一長一短がある。

㋐ コオプション（co-option）制の長短

a. 長所としては間接的ながら有権者の意思に根拠を置いており選挙制の原則に近いこと、また選出団体が当選会員であるから制度的に明確単純であることがあげられる。

b. 短所としては、これが選挙制度の一種の変形である以上選挙制度によってカバーしえない会員の選出という趣旨に適合的でないこと、場合によっては選挙制の短所が増幅されるおそれがあることがあげられる。

㋑ 推薦制の長短

a. 長所としては、上述のコオプション（co-option）制の短所を克服しうる点において選挙制度によってカバーしえない会員の選出制度としてはコオプション（co-option）制より合理的であることがあげられる。

b. 短所としては、選出母体（選考委員会、推薦委員会）をいかにつくるかについての合意の形成が困難であることがあげられる。本会議が政府から独立した機関である以上、この選考委員会を政府の任命制（実質）とすることは全く考えられないので、あらかじめ一定の機関・組織の代表によって構成しておく必要があるが、当選会員の意見が全く反映されない場合には、当選会員と推薦会員との間に運営上支障を生ずるおそれもありうる。

(5) 以上、純粋コオプション（co-option）制も純粋推薦制もそれぞれ一長一短があるので両者のそれぞれの長所をとり、短所を棄てるような制度の仕組みを考える必要がある。すなわち、当選会員の意見だけで決めるのでもなく、また、逆に当選会員の意見と全く無関係に決めるのでもなく、当選会員の意見とそれ以外の外部の機関・組織の代表者の意見とが共に反映されるような選考委員会をつくる必要がある。これがコオプション（co-option）制を加味した推薦制の併用の理由である。

具体的には、たとえば次のような案が考えられよう。

出典：「日本学術会議改革要綱 1982年10月（日本学術会議）」より小西洋之事務所作成
令和2年11月5日 立憲民主・社民 小西洋之

参考５

２－３　日本学術会議の改革についての総務長官試案

昭和57年11月24日

日本学術会議の改革については、先に自由民主党日本学術会議改革特別委員会の中間提言が出され、続いて去る１０月末には、日本学術会議から政府に対して同会議の改革について要望が出された。

また、総理府においても、過去８回に及んで「日本学術会議に関する懇談会」を開き、検討を重ねてきたところである。

これらの意見においては、日本学術会議を国の機関として残すこと及び会員選出方法を改革する必要があることについては、多数が支持しているものと考えられる。

これらの各方面の意見を踏まえ、私としては、日本学術会議を国の機関とし、その会員の選出方法として、科学者が自主的に会員を選出することを基本とし、学会を基礎に選出した者を会員として推薦し、その者を会員とすることが適当と考えられるので、今後、この試案を中心にして、日本学術会議をはじめ関係方面とも十分意見を交換して成案を得たいと考える。

出典:より小西洋之事務所作成　令和2年11月5日　立憲民主・社民　小西洋之

12－15

総学庶第177号
昭和58年2月16日

日本学術会議会長
久保亮五

日本学術会議の改革について（要望）

日本学術会議は，日本学術会議の改革に関し，昭和57年11月24日に提示された総務長官試案及びこれに関連する諸問題を検討した結果を別紙のとおり提出し，併せてこの問題に関して本会議としての要望を申し上げます。

記

昭和57年11月24日提示の日本学術会議の改革についての総務長官試案（以下「試案」という。）は，本会議を国の機関として存続することを明らかにしている。「試案」は，また本会議の目的，職務遂行の独立性，権限を現行法通りとすること及び実質的任命制をとらぬこと等を前提としていると理解する。上述の諸点は，日本学術会議改革要綱（以下「要綱」という。）と一致するが，有権者による直接選挙を排し，全会員を学協会を基礎として推薦する点において「要綱」と異るもので

出典：より小西洋之事務所作成 令和2年11月5日 立憲民主・社民 小西洋之

ある。

日本学術会議は，「要綱」に提示されている公選制を基盤とする選出方式が理念的にも，現実的にも最善であることを確認し，重ねて政府に対しその理解を強く要望する。

他方，本会議は「試案」に基づく推薦制についても検討を重ねてきたが，日本学術会議改革委員会・選挙制度一般に関する分科会報告書に指摘されているとおり，なお重要な論点が残されている。また改革の細目の決定と実施の準備のため，相当な検討期間が必要であると考える。さらに有権者，学・協会の意見をも広く聴取しなければならない。

以上の二点を踏まえて，本会議は政府が今後の法改正の取扱いについて，いっそう慎重に配慮されるよう要望する。

この際，「要綱」が提示している諸改革の実現，特に研究連絡委員会の法制化とその拡充，強化を実現することを可能ならしめるよう十分に配慮されたい。

政府が，やむを得ず早急に改正法案を取りまとめなければならない事情がある場合にも，本会議と十分協議を尽くされるよう要望する。

別　紙　「総務長官試案にもとづく学・協会推薦制の検討結果について（報告書）」

本信送付先　内閣総理大臣
総理府総務長官

本信写送付先　衆議院議長
参議院議長
内閣官房長官
大蔵大臣
文部大臣
科学技術庁長官
内閣法制局長官

出典:
より小西洋之事務所作成 令和2年11月5日 立憲民主·社民 小西洋之

資料 11

「総務長官試案」にもとづく学・協会推薦制の検討結果について（報告書）

1983年1月

日本学術会議
改革委員会・選挙制度一般に関する分科会

資料 12

日本学術会議改革の骨子

I　基本的な考え方

(1)　国の機関として存続

(2)　選挙制を廃止して全員推薦制とし，会員は研究連絡委員会ごとに登録学協会から推薦する。

(3)　研究連絡委員会の充実を図る

(4)　会員推薦を管理する等のため「会員推薦管理会」を設ける。

4　その他経過措置

(1)　現行会員の任期を暫定期間（1年程度）延長する。

(2)　暫定期間中に、日本学術会議において、例えば定員の配分、専門と研究連絡委員会との対応関係等の改革案の実施細目を詰める。

出典:
より小西洋之事務所作成　令和2年11月5日　立憲民主・社民
小西洋之

また現行制度において、専門代表、専門にかかわらない代表、地方代表の三つの構成要素から成り立つことが本会議の活動にとって望ましいことも会員の合意しているところである。このうち、地方代表の問題については、これまで会員内部で意見の分かれできたところであるが、「要綱」においては、現行地方区規定を改めるが、各地方区から少なくとも各部一名は出せるようにする点で合意した。もし、学協会推薦制を厳密に考えれば、専門にかかわらない代表や地方代表という要素が後退することになろう。しかし、これでよいかどうか問題である。そこで、学協会推薦制をベースにする場合にも、専門代表が現行よりウェイトが大きくなることはやむをえないとしても、何らかの技術的工夫によって、専門にかかわらない代表や、地方代表が保障されるよう配慮する必要があろう。

(5) 学協会の自主性を尊重するけれども、学協会が公正でない推薦を行えば、推薦制の基礎が崩壊する。これまでの推薦においても、かならずしもすべての推薦が公正であったとは言いがたい。その公正を期することは究極において学協会の責任であるとしても、内部で選挙その他の民主的推薦手続がとられることを学協会に要望する必要があろう。

(6) その他配慮すべき問題の一つとして研連との関係がある。これまで会員は選挙、研連委員は学協会推薦と分かれていたが、学協会推薦制になると、学協会は会員候補者と研連委員の推薦とを共にやることになる。この結果二種類の推薦の関係をきちんと整理しておかないと、かえって混乱を招くおそれもある。あるいは研連の構成や委員の選出のしかたも、この際、あわせて見直すかどうかも一つの問題である。また配慮すべきもう一つの問題は、部制との関係である。学協会の構成は、とくに複合・学際領域については、部の構成と一致していないから、学協会を基礎に会員がきまる場合には、ある程度部の編成原理に変化が生ずる可能性もある。それゆえ部制の考え方や運用を柔軟にしておかないと推薦制と矛盾する問題が出てくるであろう。

(7) 学協会推薦制が、科学者の自主的選出の一つの形態である以上、会員選出の過程において、自主的に選出された科学者以外の意見や判断が入りとまないような制度的配慮が必要である。選挙の場合には、立候補制であるから任命を必要としないが、学協会推薦制の場合には任命行為が必要となる。本会議が政府から独立した国の機関として存続する以上は、この任命が政府によって実質的に左右されることがあってはならないから、国立大学における教員や学長の任命におけるごとく、任命権をあくまで形式的任命権にとどめておかなくてはならない。

もし、学協会推薦制にもとづいて、新しい法令をつくるとするならば、実質的任命権にならないような法令上の根拠を明確にしておくことが不可欠である。これが可能かどうかの検討もきわめて重要な問題である。

出典：
より小西洋之事務所作成 令和2年11月5日 立憲民主・社民
小西洋之

命、これまたやむなしという結論でございますというように聞こえる御答弁のようでありますから、改めてお伺いしますが、この政府案の賛否はどちらになりますか。

○参考人(久保亮五君)　私が折衝に当たった会長としての立場は、あくまでも会長として努力せよということを実行してまいったにすぎません。この法案に対して賛成であるか賛成でないかということは、これは私の個人の問題ではございませんので、学術会議として何らかの態度が明らかにされるとは思いますが、しかし、これが国会に提出されている段階において簡単に学術会議そのものが賛否を言うかどうかということは、まだ明らかではございません。国会で審議されている段階ですので十分慎重に考えさせていただきたいと思います。

○藤田進君　いかなる団体、いわんや日本学術会議のごときは、会長のリーダーシップというものが大切ではないでしょうか。どうお考えでしょうか。

○参考人(久保亮五君)　リーダーシップというものはあるべきものであろうかと思いますが、学術会議は合議体でございますので、会長の立場で努力すべきことは努力いたしますが、合議体としての決定は合議体にお任せいたします。

○藤田進君　近くその賛否も表明されるであろうがという意味は、聞くところによると十八日から三日間の日程、そこら辺で学術会議として俎上に乗せ、かつ政府案に対してもまた意見の集約をされると見られるわけです。この議案提案権は、会長はもちろんあるわけでしょう、運営委員会等は経たとしても。そう理解してよろしゅうございますか。次の五月十八日からの定例総会、ここで政府提案なるものを中心に諸般の議論も出る、これをどうまとめていくか、会長としても、やはりいずれ意思表示があるだろうという含みの中には、この日のことが、これが表現されているようにもとれるわけですが、いかがです。

○参考人(久保亮五君)　学術会議の中にも広い意見の幅があることは御承知かと思います。近く開かれる総会においても、この改革についての御議論が出ると思いますが、ここにおいて仮に執行部から何らかの提案をするといたしますれば、それをどういう提案にするかということは、その前に開かれます運営審議会でお考えいただくということになります。

○藤田進君　私が見ていますと、学術会議そのものに実はやっぱり問題がありますよ。極論する人はむしろ学術会議は要らないと。七億余の金を使って、人件費がその中に四億からある。しかし、政府としてはまた別の考えでしょう。これは学術会議が今度審議会の性格を持ってくるでしょう、総理任命で。後でだんだんと時間のある限り詰めてまいりますが、この重大な局面に当面している学術会議が、さみだれでとうとう流会するとか、あるいは来る十八日以後の会議ではどうなるか、会長すら見込みが立たない。賛否もあるだろうし、ここがやっぱり政府として寄せやすい拠点を突かれたことになるんだと私は思います。

やはり時の政治、政党とは独立して学術会議というものがあらにゃなりません。それがこういうことで、まあ言葉が悪ければ、取り消せとおっしゃれば納得いけば取り消しますが、火事泥みたいなことになっているんですよ。参議院は今度先議、そうして会期末を控えて私自身も三つの委員会に所属しています。法案の審議に追われて、しかも政令にゆだねてみたり、いろんなことを調べてみればみるほど問題のある法案が本件と同様にあるのです。そういうときに、聞くところによるともう数さえあれば何でもなる、学術会議も幸いにごたごたしている。まさに太平洋の船の上で盛んに内輪もめをしていて、学術会議はいまに太平洋に沈没するかもしれないような、漫画家が書けばそうでしょう。どうするんですか、会長。そこを突かれているんですよ、どうしますか。

○参考人(久保亮五君)　ただいまの御発言の中で、学術会議の会員が総理大臣任命になって、これが審議会のようなものになるであろうという御発言でございましたが、それに対してお答えすべきかどうかはよくわかりませんけれども、総理大臣が任命されることは、そういう法案でございます。しかしながら、これはここにあるような選出制度によって選出された会員が形式的に総理大臣によって任命されるということで、実質的任命制を意味しないものだと私は理解しております。その意味において、これは総理大臣の実質的任命ではない。

それから審議会になる云々のお話でございますが、お言葉を返すようで大変失礼でございますけれども、そういうふうになるかならないかということは、これは一にかかってやはり科学者の問題でございます。法律の上では、独立して職務を行うということが従来の法律どおり残されているわけで、この職務を行う上において変更があるとは私は理解しておりません。

なおかつ、学術会議に対する御批判は大変ありがたく拝聴いたしました。そのような御批判があることは重々承知しておりまして、さればこそ微力も顧みず会長の重任を思いがけなく受けましてから、いかにして学術会議をこれからの日本のために、世界のために役立ち得る学術会議にしていくかということに日夜心を砕いてきた次第でございます。

○藤田進君　大変りっぱな御決意で、そのまま正直に展望が開かれたように思えばいいのですが、恐らく多数の皆さんは、学術会議の中にいま法案に対する反対論も非常に強い。忙しい最中に皆さん見えていますよ、いま国会に押しかけて。賛成の人は来ないです。

そこで、任命制であっても従来の投票と何ら変わりはないと言い切っておられる。学術会議のこの要綱案なるものに公選制と三分の一は推薦、しかもこれは学術会議の中で推薦を決める。そう決めたのにはそれなりの重要な理由があったはずです。いや、形式的な任命だから何ら差し支えはないというそんな軽い――いろんな場合を見通して、次に政府案の推薦を意図している点もわかる。しかし、それにしても自主自立で推薦三分の一は決めることとし、三分の二を公選制ということにされたと私は聞いております。論理が一貫しないじゃありませんか。予算を削られるか民営化されるか、いろんなことを言われてだんだん後退して、お任せしますということになったんだなとしか思えない。

お伺いしますが、気骨のある科学者であれば、任期を一年延長して、全員残らず、ありがとうとは言わないにしても素直に一年残りますか。これは本人の自由でしょう、一年私は残らない、やめると言えば。

それから、政令にゆだねているものが多いが、推薦して総理大臣が任命するような、そういう推薦はいたしませんという、そういう推薦母体が皆無と言い切れますか。あるいは逆に、非常にたくさん推薦をする、三十名のところを五十名になるかもしらぬ、この整理をどうしますか。それぞれ推薦は法制上の問題ではないが、投票で推薦候補を決めようというところをどうしますか。一定以上の候補者が出れば総理大臣は選択的にこれを決めるでしょう。いずれも見通し論ですけれども、特に昨今の学術会議の動向を見ますと、法律では一年任期延長、素直に全員残るかどうか。推薦を素直にするかどうか、会長として自信がありますか。

○参考人(久保亮五君)　会員候補者の予定者の推薦が定数を超えて出るというようなことは、これはあり得ないことでございます。定数だけの会員予定者を推薦するということにならなければならないわけであります。

それからほかの点の御質問でございますが、これは各人のお考えでございますけれども、私が推測するということはできません。科学者は、日本の将来のために学術会議が存在しなければならない、それがまともな活動をしなければならないというふうにお考えになると私は信じております。

○藤田進君　総務長官にお伺いしますが、まず選挙制度をどうしてもこの際廃止していかなければならないと。提案理由説明には、多様化したと

出典：昭和58年5月10日　参議院文教委員会会議録より小西洋之事務所作成
令和2年11月5日　立憲民主・社民　小西洋之

日本学術会議改革委員会法案検討分科会報告書

1983年9月2日

1 まえがき

1 本報告書は，会長の要請に基づき，本分科会が「日本学術会議法の一部を改正する法律案」（以下，単に「法案」という）について検討した結果を取りまとめ，改革委員会の議を経て，会長に提出したものである。

2 本報告書の内容は，本会議が去る第８９回総会において採択した「日本学術会議法の一部を改正する法律案について」と題する「声明」において示された問題点及びこれに関連する他の重要な問題点を，法案の内容に則し，かつ第98回国会（参議院文教委員会）における政府当局の説明等をも参考にしながら，さらにいっそう具体的に検討することを主眼としている。

3 本会議は、すでに自主改革要綱（以下「要綱」という）を策定し，また改革委員会は，前総務長官「試案」についての問題点を検討した（改革委員会「報告書」）。法案は，これら二つの文書をも参考にしながらつくられたと思われるが，残念ながら会員選出制度については「要綱」の公選制の原則を採用することなく，全面的な学・協会推薦制を採用した。そこで本分科会が法案の問題点を検討するに当たっては，「要綱」の観点からみて，どのような問題があるか、また「試案」に関する「報告書」で指摘した問題点がどのように扱われているか，ということを主として念頭に置いてまとめることにした。

出典：国立公文書館資料「法律案審議録（日本学術会議法の一部改正　その二
昭和五八年第九八回国会　総理本府関係4）」より小西洋之事務所作成
令和2年11月5日 参議院予算委員会　立憲民主・社民　小西洋之

選択肢のうちから，本会議を国家機関として存置し，実質任命制を退け，学・協会の自主性に任せるとしたことを評価する会員は，法案を次善とし，かつ「要綱」の許容範囲内にあると判断する。「声明」の第三点を重視する会員は，前者の立場に立っているが，後者の立場に立つ場合にも，なお問題がないわけでない。

(3) その一つは，国家機関性の中味の問題である。本会議は，各省庁に個別に付置されている審議会と異なり，日本の科学者を代表して総合的視野から科学者としての判断と提言を行う点に特色があるから，内閣総理大臣の所轄機関（したがって，事務局も総理府所管）という特別な地位にある国家機関である。法案が組織法としてのこの現行法の規定を動かしていない点は異論がないところであるが，学・協会推薦制になると，実態面で総合的審議機関としての役割が低くなるのではないかという懸念が存在する。

(4) もう一つは，独立性の問題である。公選制がなくなれば，本会議の独立性が危くなるのではないかという指摘に対し，政府当局は，現行法の独立性の規定を改正していないこと，法案の推薦制の仕組み，第７条第２項の法技術的構造，憲法論等をあげて，学術会議の自主性尊重，形式的任命にとどまることを強調している。たしかに法制度論としてはそうであるとしても，これまでの経過に鑑み，実際上の運用の面で具体的にどれだけ独立性が保障されるのかについての疑問は残るであろう。

(5) なお，独立性の問題として，政令と規則との関係が重要であるが，この点については後述する。

4 第4の点は，「２３万の有権者の意向をほとんどきくことなくその選挙権，被選挙権を失わしめること」である。

この点は，法案の内容そのものでなく，法案作成手続に対する疑問として提起されたものである。なるほど制度的には，法律をつくるときに利害関係人の

出典:国立公文書館資料「法律案審議録（日本学術会議法の一部改正　その二
昭和五八年第九八回国会　総理本府関係4）」より小西洋之事務所作成
令和2年11月5日 参議院予算委員会　立憲民主・社民　小西洋之

提	207
委員会	29

提　　案

日本学術会議法の一部を改正する法律案について（声明）

1 提案者　会　　長

2 議　案　標記について別紙のとおり声明を出すこと

3 提案理由　口　　頭

出典:国立公文書館資料「法律案審議録（日本学術会議法の一部改正　その二　昭和五八年第九八回国会　総理本府関係4）」より小西洋之事務所作成
令和2年11月5日 参議院予算委員会　立憲民主・社民　小西洋之

法案は、要綱が提示している改革の基本的要件のうち、日本学術会議が

(1) 国の機関であること。

(2) 政府から独立してその職務を行うこと。

(3) 日本の科学者を内外に代表すること。

を現行法のままこれを認め、さらに

(4) 研究連絡委員会（研連）を法制上の組織とすること。

を認めている。

一方、法案は会員選出制度としては、学・協会を基盤にした科学者の自主的推薦方式を全面的に採用し、要綱が提示した公選・推薦併用方式を退けている。後者はわれわれとして今なお最善と考えるものであり、これが容れられなかったことはまことに遺憾である。その故に会員の間に公選制の廃止に対し強い反対意見があることは当然である。

法案の内容に即すると、会員選出２段階方式をとっている。これは研連組織の整備拡充を前提とし、登録された学・協会を研連に依拠してグループ化し、学・協会が自主的にえらんだ会員候補者のうちから、同じく学・協会から指名された推薦人が選出し、これらを内閣総理大臣が形式的に任命するものである。ここに任命権者の実質的介入の余地がないことは法文上も明らかにされている。

この選出方法は、複合、学際領域の代表の保障や、異なる学問分野の多様性に対応するための柔軟性をもっている。その柔軟性を確保するためにこそ広範な政令・規則への委任が必要なのである。政令・規則が本会議の自主性と学・協会の意見を反映してつくられねばならないことは、いうまでもない。

本法案には選出方法の関係以外にも、政令に委ねられている事項があるが、そのうちには、本来、規則として然るべきものと考えられるものも少なくない。

出典：国立公文書館資料「法律案審議録（日本学術会議法の一部改正　その二
昭和五八年第九八回国会　総理本府関係4）」より小西洋之事務所作成
令和2年11月5日 参議院予算委員会　立憲民主・社民　小西洋之